

# 【平成29年度】週休2日試行工事の試行方針について

|                          |                    | 完全週休2日                                                                                                                 |        | 週休2日相当                                                                                                       |        |
|--------------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
|                          |                    | 発注者指定型                                                                                                                 | 受注者希望型 | 発注者指定型                                                                                                       | 受注者希望型 |
| 共通事項                     | 週休2日の定義            | 対象期間中の各週において休工対象日に現場休工を実施すること                                                                                          |        | 対象期間において、2／7以上の現場休工を実施すること                                                                                   |        |
|                          | 非対象期間              | 準備期間、後片付け期間、夏季休暇(3日間)、年末年始休暇(6日間)、工場製作のみの期間、工事事故等による不稼働期間、天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間、その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間 |        |                                                                                                              |        |
|                          | 休工の定義              | 現場事務所での事務作業を含め、作業を実施しない現場内の完全閉所とする                                                                                     |        |                                                                                                              |        |
| 工事成績<br>＋<br>履行実績<br>取組証 | 工事成績評価             | 対象期間中の全日数に対する現場休工日数の割合が2／7を超えた場合に評価を行う                                                                                 |        |                                                                                                              |        |
|                          | 完全週休2日の<br>履行実績取組証 | 対象期間中の全週間数に対して、休工対象日を現場休工とした週間数の割合が70%以上を超えた場合に発行する。                                                                   |        |                                                                                                              |        |
|                          | 対象期間               | <u>工期開始日から工事完了日</u> のうち、非対象期間を除いた期間                                                                                    |        |                                                                                                              |        |
|                          | 休工対象日              | 「 <u>土曜日・日曜日</u> 」・「 <u>祝祭日</u> 」とし、実際の休工に際してはこれに代わる定休日を設定してもよい<br>天候(降雨・積雪等)により休工した日は、休工としてカウント <u>しない</u>            |        | 「 <u>土曜日・日曜日</u> 」・「 <u>祝祭日</u> 」を問わず、対象期間の2/7以上(小数点以下切り上げ)の日数とする<br>天候(降雨・積雪等)により休工した日は、休工としてカウント <u>する</u> |        |
| 積算                       | 週休2日の費用計上          | 対象期間において、 <u>休工対象日数以上</u> の現場休工を実施できたと認められる場合に間接費(共通仮設費率・現場管理費率)を補正                                                    |        |                                                                                                              |        |
|                          | 対象期間               | <u>工期開始日～最終精算変更時の現場説明日</u> のうち、非対象期間を除いた期間                                                                             |        |                                                                                                              |        |
|                          | 休工対象日数             | 「 <u>土曜日・日曜日</u> 」・「 <u>祝祭日</u> 」を問わず、対象期間の <u>2／7以上</u> (小数点以下切り上げ)の日数とする<br><u>天候(降雨・積雪等)により休工した日は、休工としてカウントする</u>   |        |                                                                                                              |        |

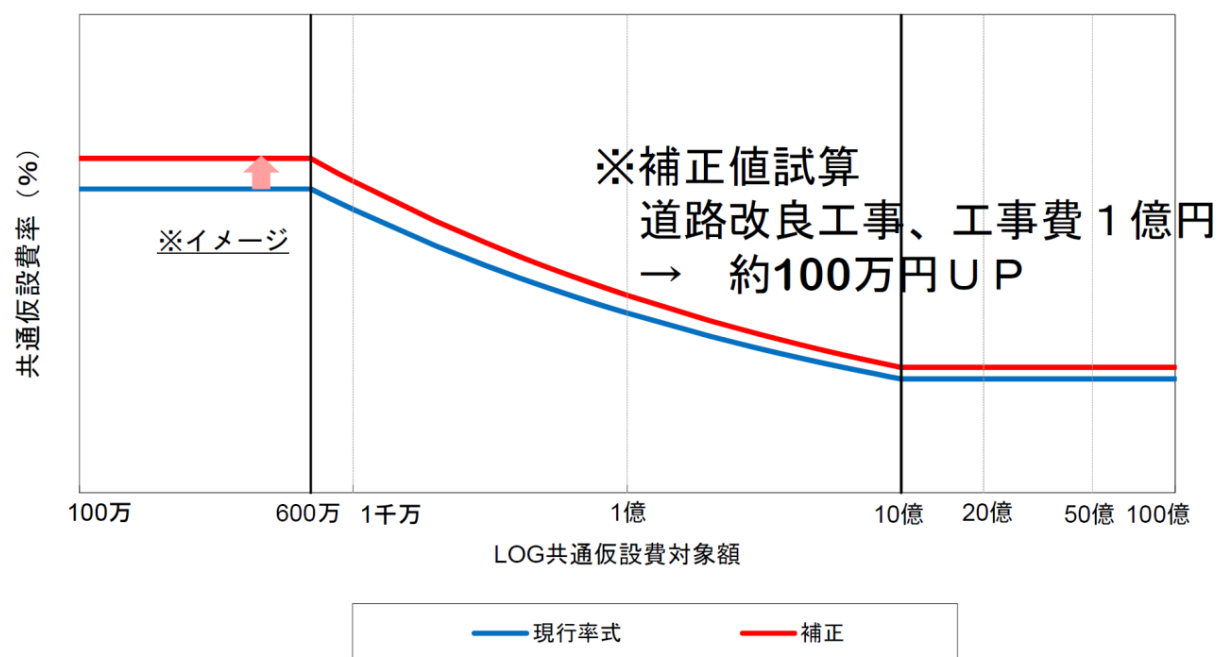
※一部先行案件を除き、平成29年7月1日以降に入札公告を開始する工事から適用

- 週休2日で施工する場合には、現状より工期が長くなり、安全施設類や現場事務所等のリース料の経費が嵩むことになる。
- その為、週休2日を実施した場合は、実施した期間に応じて、工期日数の延長に要する経費として、共通仮設費を1.02倍、現場管理費1.04倍補正する。

## 週休二日を考慮した間接費補正

| 共通仮設費 | 現場管理費 |
|-------|-------|
| 1.02倍 | 1.04倍 |

### ○共通仮設費率の解析事例



# 【平成29年度】週休2日の間接工事費の補正について

週休2日の間接工事費の補正は、対象期間において、2／7以上の現場休工の実施を達成した場合に計上

○対象期間

工期開始日から最終精算変更時の現場説明日のうち、非対象期間を除いた期間

○非対象期間

準備期間、後片付け期間、夏季休暇(3日間)、年末年始休暇(6日間)、工場製作のみの期間、工事事務等による不稼働期間、天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間、その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

○休工対象期間

「土曜日・日曜日」・「祝祭日」を問わず、対象期間の2／7以上(小数点以下切り上げ)の日数とする  
天候(降雨・積雪等)により休工した日は、休工としてカウントする

○休工の定義

今回試行での休工とは、現場事務所で事務作業も含め、作業を実施しない現場内の完全閉所とする

**【注意】 工事成績評定及び取組証と異なり、週休2日(2／7)を実施したかで判断**

○週休2日の現場休工を達成した場合、精算時に間接工事費率に以下の補正係数を乗じる

・【共通仮設費】 1. 02      【現場管理費】 1. 04

**「完全週休2日」「週休2日相当」**(対象期間の2／7以上休日確保したかで間接工事の補正の計上を判断)

